

第2節 不良債権処理の促進

I 不良債権の概念（資料10-2-1～5参照）

1. 金融再生法開示債権（資料10-2-3参照）

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」）の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返、貸付有価証券等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである（主要行については平成11年3月期より、地域銀行については11年9月期より、協同組織金融機関については12年3月期より、開示が義務づけられた）。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

2. リスク管理債権（資料10-2-4参照）

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示を罰則付きで義務化した。

II 不良債権の現状（資料10-2-6参照）

1. 金融再生法に基づく資産査定【全国銀行ベース】（単位：兆円）

	金融再生法開示債権			正常債権	
	破産更正債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	要管理債権		
11年3月期	33.9	10.3	17.4	6.2	517.4
12年3月期	31.8	7.8	16.2	7.8	504.3
13年3月期	33.6	7.7	15.0	10.9	503.5
13年9月期	36.8	7.4	15.9	13.5	489.3

2. リスク管理債権残高の推移 【全国銀行ベース】

11年3月	12年3月	13年3月	13年9月
29.6兆円	30.4兆円	32.5兆円	35.7兆円

(注) 金融機関の不良債権は、以下のように担保・保証及び引当により保全がなされており、不良債権残高がそのまま金融機関の損失につながるわけではない。

再生法開示債権の担保・引当による保全状況

(平成13年9月期 全国銀行ベース)

担保・保証、引当による保全率	76.5%
うち破産更正等債権	100.0%
危険債権	83.6%
要管理債権	55.2%

Ⅲ 不良債権問題への取り組み

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や新たな融資への対応力を向上させるとともに、貸出先企業の再建と整理の過程で、採算部門と不採算部門とを切り分け、採算部門の迅速な再建を図ることを通じ、新たな成長分野への資金の移動を促すことにつながるものである。このような観点から、金融庁は、不良債権処理を促進するために以下のような積極的な取り組みを進めてきた。(第8章第1節参照)

1. 緊急経済対策(資料10-2-7参照)

13年4月6日、政府は緊急経済対策を発表し、金融と産業の一体的な再生を目的とした不良債権問題への包括的な対応策等を取りまとめた。具体的には、

- ・ 主要行の破綻懸念先以下の債権について、既存分は2年以内、新規発生分は3年以内にオフバランス化につながる措置を講ずる
- ・ 私的整理に関するガイドラインを取りまとめ、公表する等の施策が盛り込まれた。

2. 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(資料9-1-1参照)

13年6月26日には、政府は、不良債権問題の抜本的な解決に向けた諸施策を含む「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(いわゆる「骨太の方針」)」を閣議決定した。この「骨太の方針」には、

- ・ RCC(整理回収機構)の機能を抜本的に拡充しRCCによる不良債権処理と企業再生を図る
- ・ 不良債権比率、与信費用比率といった新たな指標等も参考に、不良債権問題全体の改善状況についての的確な把握に努める等が盛り込まれた。

3. 改革先行プログラム(資料9-1-3参照)

13年10月26日に政府が取りまとめた「改革先行プログラム」においては、

- ・ 主要行に対する特別検査の実施

- ・ RCCによる不良債権買取りの価格決定方式の弾力化（時価による買取り）
- ・ 企業再建ファンドの組成の推進

等の新たな施策を実施することにより不良債権処理を強化することとされ、これらの取組みと同時に、他の分野における構造改革を推進することにより、遅くとも集中調整期間が終了する3年後には不良債権問題の正常化を図ることとされた。

4. 早急に取り組むべきデフレ対応策（資料9-1-5参照）

14年2月27日に政府が取りまとめた「早急に取り組むべきデフレ対応策」においては、

- ・ 特別検査の厳正な実施と結果の公表
- ・ RCCによる積極的な不良債権買取り

等の施策が盛り込まれた。

5. より強固な金融システムの構築に向けた施策（資料9-1-6参照）

14年4月12日に主要行に対する特別検査の結果及び14年3月期の財務内容の概要の公表と併せて金融庁が発表した「より強固な金融システムの構築に向けた施策」においては、

- ・ 主要行の破綻懸念先以下の債権について、原則1年以内に5割、2年以内にその大宗（8割目途）を処理という具体的処理目標を設定し、信託を含むRCCの機能も積極的に活用し、オフバランス化を一層加速
- ・ 主要銀行グループに対する通年・専担検査の導入
- ・ 金融機関の合併促進策

といった施策を盛り込んだ。